

補正予算

〔平成15年度箱根町一般会計補正予算(第4号)〕

歳入歳出に1億307万1000円を追加し、総額を95億375万7000円にすることに、可決しました。(全員賛成)

〔平成15年度箱根町老人保健特別会計補正予算(第1号)〕

医療給付費などに不足が生じたため、歳入歳出に6,920万円を追加し、総額を12億9,394万5,000円にすることに、可決しました。(全員賛成)

陳情

〔緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情書〕

◇陳情者 全日本建設交連一
般労働組合神奈川
県本部

この陳情は、会期中の審査として、総務企画常任委員会に付託され、審査の結果、採択しました。(賛成多数)

指定

〔指定金融機関の指定〕

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行が、6月30日をもって期間終了となるため、平成16年7月1日から平成19年6月30日までの向後3カ年の指定金融機関を次のとおり指定することについて、可決しました。(全員賛成)

▽平成16年7月1日〜平成17年6月30日、さが信用金庫

▽平成17年7月1日〜平成18年6月30日、「株式会社駿河銀行」

▽平成18年7月1日〜平成19年6月30日「株式会社横浜銀行」

意見書

〔暮らしを支える年金制度の確立を求める意見書の提出〕

2人の議員から、関係行政庁に対し意見書を提出するよう提案されたこの議案は、否決しました。(賛成少数)

〔観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書の提出〕

〔緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出〕

継続審査

〔箱根町議会議員の適正定数の調査に関する決議〕

2人の議員から提案されたこの決議案は、箱根町議会議員適正定数調査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託しました。

この2件の意見書は、4人の議員から提案されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を提出することについて、可決しました。

なお、提出された意見書は次のとおりです。



緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

長期不況とトリストラなどにより、完全失業率は約5%、完全失業者は350万人以上の状況が平成11年以降今日まで長期にわたって続いており、今後、雇用・失業情勢が好転する状況にはなく、いっそう悪化することが予想されます。

現在、失業率と、半年から1年近くたっても希望する仕事につけない人が大半であり、特に45歳以上の就職が厳しいことや大学卒業予定者の就職内定率がきわめて悪いという状況も続いています。

国が平成11年度から予算化した緊急地域雇用創出特別交付金は、予算規模が小さいこと、また雇用期間や事業内容に制限があるなどの弱点はあるものの、当町におきましては、この交付金により各種事業を実施し、失業者の雇用対策として、効果があると考えております。

よって、政府に、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 現在実施している緊急地域雇用創出特別交付金を平成17年度以降も継続して実施すること。
 - 2 継続にあたっては、失業者の就労に役立つよう、実施要項や運用方法など実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月22日

神奈川県足柄下郡箱根町
議会議員 古川 貞 夫

(意見書の提出先)
内閣総理大臣・厚生労働大臣

観光立国に積極的な施策推進を求める意見書

グローバル化の進展は、様々な問題をともなひながら時代の趨勢となっている。モノ、カネ、技術、情報に加え、人々も世界的規模で、行き交う大交流時代に突入している。こうした中で、世界の国々は、国際観光に新しい価値と将来性を見出すために、日本人、外国人観光客としてののみならず、観光を通し、世界の国々及び人々の交流の拡大を図ろうとしている。世界観光機関(WTO)によると、全世界の外国旅行者数は、2010年には10億人に、2020年には16億人に増加すると予想されている。

しかし、我が国の現状を見ると観光先進国といわれる諸外国と比べ、我が国は観光振興に必要な社会資本の整備など様々な面で立ち遅れているために、日本人、外国人にかかわらず旅行者は少ないのが実態である。2002年に海外旅行した日本人は、1,652万人だが、日本を訪れた外国人旅行者は、その3分の1の524万人にとどまっております。外国人の受入数で、日本は世界で33位、アジアでは8位に甘んじている。

今日、景気回復が叫ばれている我が国経済にとって、もつと一歩の復権のみならず、観光立国への転換も必須の課題となっている。観光産業が雇用総数600万人規模、その生産波及効果も100兆円規模の我が国の基幹産業に成長することも不可能では、地域経済の活性化にも大きな役割を果したことが期待されている。

こうした観点から、「観光立国行動計画」の積極的な推進とともに、国と地方公共団体が一体となつて次の諸対策を実施するよう強く要望する。

- 1 観光立国関係閣僚会議を充実させ、各省市と整合性のとれた観光総合戦略を策定する観光局を設置すること。
 - 2 外国人旅行者受け入れの基盤整備として、外国語表示の各種観光案内の充実、さらに、語学力を有した人材の育成のために財源確保を図る。
 - 3 家族旅行・個人旅行の国内観光をより促進するための労働条件等の改善を含んだ環境整備を整える。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月22日

神奈川県足柄下郡箱根町
議会議員 古川 貞 夫

(意見書の提出先)
内閣総理大臣・観光立国担当大臣